

# ガソリンや軽油の取扱いについて

ガソリンや軽油、灯油を運んだり貯蔵したりする場合には、性能試験に合格した容器に入れて、運んだり貯蔵するように消防法で定められています。

灯油用ポリエチレン容器にガソリンや軽油を入れると、変質、変形の原因となり、漏れや火災のおそれがあります。

**灯油用ポリエチレン容器は、灯油専用として性能試験に合格しているため、灯油以外、つまりガソリンや軽油を入れることはできません。**

**ガソリンや軽油は必ず、消防法令の基準に適合した容器に入れて、運んだり貯蔵するようにしてください。**

## ガソリンや軽油を入れる容器



灯油用表示例



このようなラベルのついた製品が適合容器です

※ガソリン携行缶を軽油の容器とする際は、誤給油を防ぐため必ず容器に「軽油」と表示してください。

### 【罰則】

基準に適合しない容器で運搬した者及び取り扱った者（消防法第10条、16条違反）は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されることが消防法に規定されています。

島原地域広域市町村圏組合消防本部